

令和8年度 企業誘致ターゲット調査業務委託 仕様書

委託者群馬県（以下「甲」という。）と受託者●●●（以下「乙」という。）が実施する「令和8年度 企業誘致ターゲット調査業務」の仕様を次のとおり定める。

1. 業務名称

令和8年度 企業誘致ターゲット調査業務

2. 背景・目的

近年、世界的な産業構造の転換や地政学的リスクの高まり、米国における関税政策の動向など、企業活動を取り巻く経済環境は大きく変化している。これに伴い、サプライチェーンの再構築や生産拠点の国内回帰・分散化の動きが進展しており、地方自治体間における企業誘致競争は一層激化している。

群馬県は、輸送機械をはじめとする製造業が集積し、県経済を牽引してきた一方で、製造業への依存度が高い産業構造となっている。そのため、世界経済や国際情勢の変化による影響を受けやすいという課題を抱えている。また、若者の就業ニーズと県内産業構造との間にミスマッチが生じており、進学・就職を契機とした若年層の県外流出が課題となっている。

このため本県では、「新しい産業の柱の創設」及び「既存産業の高付加価値化」を目指し、デジタル・クリエイティブ産業の創出や成長分野における企業立地を促進するため、企業誘致に係る新たな補助制度「ぐんま未来投資促進プログラム」を創設したところである。

以上を踏まえ、本事業は、こうした施策と連動し、本県への進出意向を有する企業の調査・分析を行うことで、今後成長が期待される産業分野や高付加価値の製品やサービスを提供する業種・分野におけるターゲット企業を把握し、戦略的かつ効果的な企業誘致活動につなげる。これにより、本県産業構造の多様化及び高度化を促進し、持続的な県経済の発展及び若者に選ばれる雇用環境の創出を図るものである。

3. 業務内容

甲が乙に委託する業務内容は以下(1)から(3)の事業を基本とし、プロポーザルにおいて提出した「企画提案書」及び甲との協議を踏まえ、事業及びスケジュールを決定し遂行すること。

なお、この仕様書に定めがない場合は、甲及び乙で別途協議の上、決定すること。

(1) 調査対象分野の分析について

乙の有する過去（最低5年以上）の本県への企業立地状況を基に、本県への集積状況や進出企業による経済波及効果等について分析を行うとともに、本県が誘致を目指す下記の分野について、企業規模に関わらず対象企業のもつ技術力や人的つながりなど様々な角度から、本県との親和性や立地可能性の分析を行い、本県への立地可能性の高い調査対象分

野を明らかにする。なお、乙から企業誘致に効果のある分析が提案された場合や分析するデータ量が多い場合、加点要素とする。

【群馬県が重点的に誘致を目指す分野】

○デジタル・クリエイティブ産業

デジタルとクリエイティブ（エンターテインメント）を掛け合わせることで「人々を魅了するワクワクする付加価値」を新たに生み出す産業。

これを担うデジタル企業や、アニメ、ゲーム、マンガ、映画、映像、音楽等のコンテンツの企画又は制作等を行うクリエイティブ企業。

○日本成長戦略本部が掲げる戦略17分野

- ①AI・半導体、②造船、③量子、④合成生物学・バイオ、⑤航空・宇宙、
- ⑥デジタル・サイバーセキュリティ、⑦コンテンツ、⑧フードテック、
- ⑨資源・エネルギー安全保障・GX、⑩防災・国土強靱化、⑪創薬・先端医療、
- ⑫フュージョンエネルギー、⑬マテリアル（重要鉱物・部素材）、⑭港湾ロジスティクス、
- ⑮防衛産業、⑯情報通信、⑰海洋

○東京23区に所在する企業本社

(2) アンケート調査

(1)の対象分野の分析結果を元に、甲と協議の上、アンケート内容の決定及び対象企業の抽出を行い最低 3,000 社にアンケート調査を実施する。調査に当たっては、適宜督促を実施し回収率 20%を目標とする。なお、回収率を増やす方法を提案した場合、加点要素とする。

(3) 訪問調査について

(2)のアンケート調査で回答があった企業のうち、本県への立地ニーズが高いと考えられる企業を甲と協議の上決定し、訪問し具体的なニーズや進出意向の深堀を行う。

また、訪問した企業1社ごとにやり取りの記録を作成し、甲に提出する。なお、甲が訪問調査に同席した場合も同様に記録を作成・提出すること。

4. 事業計画、報告及び成果物

乙は、本事業の実施に当たり、事業全体の進行管理を適切に行うため、以下のとおり事業計画の提出及び報告等を行うこと。

(1) 乙は、契約締結後速やかに、本事業全体の実施方針、年間スケジュール、実施体制、各事業の実施内容等を整理した事業全体計画書を作成し、甲へ提出すること。

(2) 事業の進捗状況については、甲と適宜協議を行いながら進行管理を行うこと。

(3) 事業終了後には、「3. 業務内容」の各調査の集計・分析の結果を踏まえて、企業誘致の有効性が高い企業の情報及びそのニーズをまとめた報告書を作成し、紙及び電子データで甲へ提出すること。なお、企業誘致の有効性が高い企業については、優先的に営業するべ

き企業を30社、トップセールスなどの施策により特に優先的に営業すべき企業5社を目標とすること。企画提案書には、優先的に営業すべき企業を選定する分析手法を具体的に示すこと。

5. 委託費用

契約金額は、本事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要なものとする。なお、事業管理に要する間接経費については、業務内容との関連性が明確であり、かつ具体的な積算根拠を有するものに限り認める。

6. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

7. その他留意事項

(1) 成果品の帰属

本事業により作成された成果物に関する全ての権利は、甲に帰属する。また、本業務に関する所有権や著作権は、原則として甲に帰属することとし、甲は、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等については乙に留保するものとする。

また、乙は乙の知る限りにおいて第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

(2) 秘密の保持

ア 本業務に関し、乙が甲から受領又は閲覧した資料等は、甲の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 乙は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）、群馬県個人情報保護条例（平成十二年六月十四日条例第八十五号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(4) 再委託の制限

本事業の実施にあたり、原則として再委託および再々委託は認めない。ただし、やむを得ない事情があり、県が事前に認めた場合に限り、再委託等を可能とする。再委託等を予定する場合は、提案時に再委託先等を含む本事業に関わる全ての事業者及びそれぞれの役割を明示するとともに、契約締結時に甲の承認を得ること。また、乙は再委託先の行為について全責任を負うこととする。

(5) その他

ア 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行わなければならない。

イ 甲乙両者は真義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。また、業務の遂行にあたり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく甲乙協議し、乙は甲の指示に従わなければならない。

- ウ 本仕様書にないものは甲及び乙の協議及び合意により定めること。
- エ 乙は、業務の内容及び範囲について甲と十分打合せを行い、善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を実施すること。
- オ 乙は、業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- カ 本業務は国の交付金を利用するものであり、会計検査院の实地検査等対象となる。乙は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、乙あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- キ 本業務の経理を明確にするため乙は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ク 本業務に係る費用については、甲の出張等に要する費用を除いて乙の負担とする。